

国立大学法人東京農工大学職員表彰規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員表彰規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則 (表彰を受ける者) 第2条 (略) 2 学長は、<u>本学に著しく貢献したものと認めた場合には、本学職員以外の個人又は団体に対して表彰を行うことができる。</u> (選考方法) 第3条 <u>前条第1項</u>の表彰を受ける者の選考は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設の職員については、当該組織及び施設の長の推薦に基づき学長が選考するものとする。 (表彰状の授与) 第5条 表彰は、学長が別紙様式による<u>表彰状又は感謝状</u>を授与することにより行うものとする。 2 前項の<u>表彰状又は感謝状</u>に併せて、副賞を贈呈することができる。 (表彰の日) 第6条 表彰は、次の各号に掲げる日に行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 第2条第1項第3号から第7号及び同条第2項に該当する者 その都度定める日</p>	<p>本則 (表彰を受ける者) 第2条 (略) (削る) (選考方法) 第3条 <u>前条</u>の表彰を受ける者の選考は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設の職員については、当該組織及び施設の長の推薦に基づき学長が選考するものとする。 (表彰状の授与) 第5条 表彰は、学長が別紙様式による表彰状を授与することにより行うものとする。 2 前項の表彰状に併せて、副賞を贈呈することができる。 (表彰の日) 第6条 表彰は、次の各号に掲げる日に行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) 第2条第1項第3号から第7号に該当する者 その都度定める日</p>

<p>別紙様式 第2条第1項第1号の場合～第2条第1項第3号から第7号の場合 (略)</p> <p>第2条第2項の場合</p>	<p>別紙様式 第2条第1項第1号の場合～第2条第1項第3号から第7号の場合 (略)</p> <p>(削る)</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 497 336 1018"> <p>国立大学法人 東京農工大学長 〇〇〇〇 印</p> </td> <td data-bbox="340 497 560 1018"> <p>平成 年 月 日</p> </td> <td data-bbox="564 497 784 1018"> <p>る 内容については、 その都度定め</p> </td> <td data-bbox="788 497 1115 1018"> <p>契印 氏 名 様</p> </td> <td data-bbox="1008 497 1115 1018"> <p>感 謝 状</p> </td> </tr> </table>	<p>国立大学法人 東京農工大学長 〇〇〇〇 印</p>	<p>平成 年 月 日</p>	<p>る 内容については、 その都度定め</p>	<p>契印 氏 名 様</p>	<p>感 謝 状</p>	
<p>国立大学法人 東京農工大学長 〇〇〇〇 印</p>	<p>平成 年 月 日</p>	<p>る 内容については、 その都度定め</p>	<p>契印 氏 名 様</p>	<p>感 謝 状</p>		

附 則 (教規程第 60 号)

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。